委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	愛媛県
3. 市区町村名	松山市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	106-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/keikaku/johokokai/dokujiriyo.html

執行機関名 松山市教育委員会

学資の貸与に関する事務(高校・大学等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	松山市奨学資金貸付条例(平成5年条例第3号)による奨学資金の貸付けに関する 事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	81	
③番号法別表第2の項	106	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		松山市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第42号)別表第1 2の項 松山市奨学資金貸付条例(平成5年条例第3号)による奨学資金の貸付けに関する 事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第3条	松山市奨学資金貸付条例(平成5年条例第3号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第3条 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等(大学及び高等専門学校の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。以下同じ。)の修学の援助を行い、大学等(大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。)が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流(外国人留学生の受入れ及び外国への留学生の派遣をいう。以下同じ。)の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は,経済的事情により学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に 期京する大学(パエ「大学」という。)への修学が困難な考に対して、学業に必要な姿

⑦独自利用事務の関連規範		松山市奨学資金貸付条例(平成5年条例第3号) 松山市奨学資金貸付条例施行規則(平成5年3月25日教委規則第1号)
--------------	--	---